事 務 連 絡 平成 27 年 12 月 15 日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課

バイオ後続品の品質・安全性・有効性確保のための指針に関する 質疑応答集(Q&A)について

バイオ後続品の品質等の確保に関しては、平成21年3月4日付け薬食審査発第0304007号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「バイオ後続品の品質・安全性・有効性確保のための指針」において取扱いを示しているところですが、今般、当該指針に関する質疑応答集(Q&A)を別添のとおりとりまとめましたので、貴管下関係業者に対し周知願います。

(別添)

バイオ後続品の品質・安全性・有効性確保のための指針に関する質疑応答集(Q&A)

| No. 指針 該当箇所 質問 (Q) 回答 (A) 3. バイオ後続品開発における一般原則 | |
|--|----------------------------------|
| 先行バイオ医薬品は、国内で承 先行バイオ医薬品について、国 原則として、国内承認品を対認されている医薬品であり、バ 内で承認されている製品(以下 薬とする必要がある。ただしイオ後続品の開発期間(品質、 「国内承認品」という。)と同一 国内承認品と海外承認品が同 | |
| 認されている医薬品であり、バ 内で承認されている製品(以下 薬とする必要がある。ただし イオ後続品の開発期間(品質、 「国内承認品」という。)と同一 国内承認品と海外承認品が同 | |
| 非臨床、臨床の全開発期間)を 通じて同一の製品である必要が ある。 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 1.17日間で能とはすも、一質可対で海、るあ |
| 臨床試験の実施に際しては、開発しようとしているバイオ後続品の初回治験届出時に添付する資料において提示する資料において提示するである。 「薬物に係る治験の計画の原理を表現しては、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で | 質訂4答で比と回三年 疑に日で用較し治同 |
| 日本人データの取得について基本的な考え方があれば示されたい。 | 有等くを要入すい本年発方る団盾な効性と組がれる、的9第法このが計 |
| | |

| | 指針 該当箇所 | | |
|------|--|---|---|
| No. | ページ (行) | 質問(Q) | 回答(A) |
| 5. 質 | 特性に関する同等性/ 同質性の評 | 平価試験 | |
| 4 | 可能な限り複数の方法を用いて、先行バイオ医薬品とバイオ後続品との生物活性を比較する。例えば、細胞の増殖や分化、受容体結合活性、酵素活性等の臨床効果と密接に関連する in vitro での生物活性について比較試験を行うことが有用である。 | モノクローナル抗体のバイオ後 続品の開発において、先行バイ オ医薬品との生物活性の比較検 討に関して共通の留意事項があ れば、示されたい。 | 一般に、抗原との結合活性に加増 をの表に、抗原との結合活性に制度 を促進するを抗力する細胞では、Fcの受容体力がである活性ででででででででででででででででででででででででででででででででででで |
| 6. 規 | 格及び試験方法 | | |
| 5 | バイオ後続品の開発において も、製品の恒常性を担保するために、特性解析結果やロット分析結果等に基づいて、独自に規格及び試験方法を設定する必要がある。 | 先行バイオ医薬品を開発品の標準物質として用いることは可能か。 | 開発初期には先行バイオを薬品を標準物質とすること考えるのようには大行であると考えるのようででありて、先行報を全でありてとでありてとは一般ではは一般では、もに関するにはできるででは、もには一般では、もにはできるでは、もにはできるでは、もにというでは、もいでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 |
| 7 1 | (8ページ 6項 1行目) | | |
| 1.1. | 毒性試験 バイオ後続品の単回投与毒性及 | 品質及び薬理試験における検討 | バイオ後続品は、その特性の把 |
| 6 | で反となるととの で反は、毒性をである。 では、毒性をである。との を表すな動が有益をである。との を表すな動が有益をないます。 では、力力をである。との を表するである。との である。ずるにである。が である。ずるにである。が である。ずるにである。が である。が である。が である。である。である。 である。である。である。 である。である。 である。である。である。 である。である。である。 である。である。である。 である。である。である。 である。である。 である。である。である。 である。である。である。 である。である。である。 である。である。である。 である。である。である。 である。である。である。 である。である。である。 である。である。である。 である。である。である。 | の結果、先行バイオ医薬品との差異が認められない場合には、毒性試験を実施しないことは受け入れられるか。 | 握とともにバスともにが変更品ででである。 をもにバインのでである。とこれでである。とこれでである。とこれでである。とこれでは、ができながである。というでは、できない。 が検討を行うができない。 が検討を行うができない。 が検討を行うができない。 が検討を行うができない。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がは、たっている。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がし |

| No. | 指針 該当箇所 ページ(行) | 質問(Q) | 回答(A) |
|-------|--|---|---|
| 8. 1. | 臨床薬物動態(PK)試験、薬力学 | (PD) 試験 及びPK/PD 試験 | |
| 7 | 先行バイオ医薬品の目的とする 効能における投与経路と同様の 投与経路で検討を行う必要があ り、複数の投与経路を有する場 合には原則的にはそれぞれにつ いて検討する必要がある。 | 全ての投与経路について、PKの同等性を検討しなくてもよい場合があれば、示されたい。 | 例えば、先行バイオ医薬品が静脈内投与と皮下投与の用法を有している場合、皮下投与時の評価により消失過程を検討することが可能と考えられる場合には、皮下投与での試験のみで差し支えない。 |
| | (11ページ 8.1項 6行目) | | |
| 8 | 主要な薬物動態パラメータとしては血中濃度曲線下面積(AUC)、最高血中濃度(Cmax)等が考えられるが、事前に同等性/同質性の許容域(同等性/同質性のマージン)を規定しておく必要がある。 | PK の同等性許容域の設定にあたり留意すべき事項があれば示されたい。 | 個々の製品の特性を踏まえ同等性許容域を検討する必要があるが、バイオ後続品と先行バイオ医薬品のPKの評価パラメータの対数値の平均値の差の90%信頼区間が、log(0.80)~log(1.25)の範囲にあるとき、PKが同等と判定することは一般に受入れ可能である。 |

| No. | 指針 該当箇所 ページ(行) | 質問(Q) | 回答(A) |
|-------|---------------------|--|---|
| 8. 2. | 臨床的有効性の比較 | | <u> </u> |
| 9 | に | 同等性評価にあたり留意すべき事項があれば示されたい。 | 同等性許容域は、統計学的な観点だけではなく、臨床的な意義との関連付けも重要であり、先行バイオ医薬品の情報等が参考になると考える。同等性ののにあたっては、「「臨床試験のための統計的原則」に関する質量に変更に変更に変更に変更に変更に変更に変更に変更に変更に変更に変更に変更に変更に |
| 10 | | 有効性の同等性を検証する臨床 試験における対象及び用法・用 量の設定にあたり留意すべき事 項があれば示されたい。 | 有効性の同等性を検証する臨床 試験は、原則として先行バ・効果 として先行が、効果 及び用法・用量の範囲内でイオを 要があり、仮にバーの有対 があいたががイオを に当該対 性に差異があった場合に当該対 性に差異があったり、集団を対 として とれた効性にを とれて とが がが、 とれて とれて とれて とれて とれて とれて とれて とれて とれて とれて |
| 11 | (11 ページ 8.2 項 5 行目) | 先行バイオ医薬品の南部・効果といるが満了していないのでは、中量で有効性の同様にのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | 当品と、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学でで、、いるのでは、大学でで、、いるのでは、大学でで、、いるのでは、大学でで、、いるので、、いるのでは、大学でで、、いるので、いるので |

| No. | 指針 該当箇所 ページ(行) | 質問(Q) | 回答(A) |
|------|---|--|--|
| 12 | 先行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大方が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大行が、 一大ででで、 一大でで、 一大でで、 一大でで、 一大が、 一大でで、 一大でで、 一大でで、 一大でで、 一大でで、 一大でで、 一大でで、 一大でで、 一大でで、 一大でで、 一大でで、 一で、 一で、 一で、 一で、 一で、 一で、 一で、 | モノクローナル抗体医薬品では、いずれの効能・効果においるため、作用を変更にないでも抗原との結合というたのには、対しても大手であれて、大手であれば、対しても対してもが、は、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対し | モノの CDC 活導 ADCC 表表 ADCC ADCC |
| 9. 婁 | l 造販売後調査 | | |
| 13 | 製造販売後調査の結果については、バイオ後続品の承認後の適切な時期までに規制当局に報告する必要がある。 (12ページ 9項 6 行目) | 製造販売後調査の経過は、調査終了時にのみ報告することでよいか。 | 事前に計画で定めた時期に報告すること。 なお、承認時までに得られる情報は限られており、バイオ後続品については医薬品リスク管理計画の策定が求められた情報をとかいる。 とを踏まえ、得られた情報ととかに確認することが可も定数まるに、調査実施中も定期造販売業者に求めている。 |